



## 特定建設作業の種類

### 騒音規制法に規定する特定建設作業（法第 2 条、施行令第 2 条別表 2）

|   |  |
|---|--|
| 1   | くい打機を使用する作業（もんけんを除く。くい打機をアースオーガと併用する作業を除く。）  |
|   | くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業（圧入式くい打くい抜機を除く。くい打機をアースオーガと併用する作業を除く。）                           |
| 2   | びょう打機を使用する作業   |
| 3   | さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に 1 日 50m 以上移動する作業を除く。）  |
| 4   | 空気圧縮機を使用する作業（原動機の定格出力が 15kw 以上のもので、電動機を除く。さく岩機の動力として使用する作業を除く。）                      |
| 5   | コンクリートプラントを設けて行う作業（混練機の混練容量が 0.45 立方メートル以上のものに限る。モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。） |
|   | アスファルトプラントを設けて行う作業（混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。）  |
| 6   | バックホウを使用する作業（原動機の定格出力が 80kw 以上のものに限る。）   |
| 7   | トラクターショベルを使用する作業（原動機の定格出力が 70kw 以上のものに限る。）   |
| 8   | ブルドーザーを使用する作業（原動機の定格出力が 40kw 以上のものに限る。）  |
| ※6、7、8号のうち、平成9年9月22日環境庁告示第54号「一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するバックホウ、トラクターショベル及びブルドーザー」（低騒音型建設機械）は除く。 |  |

### 振動規制法に規定する特定建設作業（法第 2 条、施行令第 2 条別表 2）

|   |  |
|---|--|
| 1 | くい打機を使用する作業（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）                         |
|   | くい抜機を使用する作業（油圧式くい抜機を除く。）                               |
|   | くい打くい抜機を使用する作業（圧入式くい打くい抜機を除く。）                         |
| 2 | 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業                               |
| 3 | 舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に 1 日 50m 以上移動する作業を除く。）          |
| 4 | ブレーカーを使用する作業（手持式のものを除く。作業地点が連続的に 1 日 50m 以上移動する作業を除く。） |

※ 一定の限度を超える大きさの騒音や振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除きます。指定の状況は、国土交通省の総合政策関係のホームページで確認できます。

(国土交通省)

[http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei\\_constplan\\_tk\\_000003.html](http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_tk_000003.html)